

目次

第1 国通知

1 農地性の判断及び施設園芸用地の取扱い関係

- (1) 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について・・・章 5-2
- (2) 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」・・・章 5-4
- (3) 「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について・・・章 5-9
- (4) 特用樹の植栽と農地法との関係について(回答)・・・章 5-31
- (5) 農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-32
- (6) 農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて・・・章 5-38

2 法第 4 条・第 5 条許可の許可基準、取扱い関係

- (1) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて・・・章 5-39
- (2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて・・・章 5-41
- (3) 農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて(周知)・・・章 5-46
- (4) 集落接続事業における「居住する者」の解釈について(回答)・・・章 5-48
- (5) 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-49
- (6) 農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて(技術的助言)・・・章 5-53

3 営農型太陽光発電設備等関係

- (1) 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて・・・章 5-55
- (2) 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について・・・章 5-61
- (3) 営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて・・・章 5-72
- (4) 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて・・・章 5-74
- (5) 営農型太陽光発電の不適切事案への対応について・・・章 5-77

4 その他

- (1) 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について・・・章 5-80
- (2) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-85
- (3) 地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について・・・章 5-87
- (4) 家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について・・・章 5-90
- (5) 行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について・・・章 5-92

第2 県通知

1 法第 3 条許可の許可基準、取扱い関係

- (1) 農地法第 3 条第 2 項の審査について・・・章 5-96
- (2) 土地改良事業中の農地法第 3 条申請の取扱いについての一部改正について・・・章 5-99

2 法第 4 条・第 5 条許可の許可基準、取扱い関係

- (3) 土地改良事業中の農地法第 4 条、第 5 条申請の取扱いについて・・・章 5-100
- (4) 山林への転用目的の農地法第 4 条、第 5 条申請の取扱いについて・・・章 5-101
- (5) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等及び認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて・・・章 5-102
- (6) 農地区分判断時の運用について・・・章 5-103
- (7) 農地区分における公共施設等の定義について・・・章 5-106
- (8) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-108
- (9) 住宅への転用目的の農地法第 4 条、第 5 条申請における適正面積について・・・章 5-109

- (10) 農地転用許可申請の添付書面（資金証明書）の取扱いについて・・・章 5-110
- (11) 隣接者同意書等の取扱いについて・・・章 5-112
- (12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の改正に伴う農地法第4条、第5条許可申請時の添付書類について・・・章 5-114
- (13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）認定事業における農地法第4条、第5条許可申請時の添付書類の一部
取り扱い変更について・・・章 5-117
- (14) 農地転用許可後の進捗状況確認及び現地確認の徹底について・・・章 5-118

3 砂利採取法関係

- (15) 「砂利採取を伴う農地法の許可基準」の一部改正について・・・章 5-120
- (16) 「農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準」の一部改正について・・・章 5-129

30 経営第 2825 号
平成 31 年 3 月 7 日

東海農政局経営・事業支援部長

経営局農地政策課長

「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について

農地に通路、進入路等を設置している用地部分の農地法(昭和 27 年法律第 229 号)上の取扱いについては、別添「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」(平成 14 年 4 月 1 日付け 13 経営第 6953 号経営局構造改善課長通知。以下「通知」という。)により明確化したところですが、当該通知や 2 アール未満の農地に農業用施設を設置する場合における農地転用許可制度の運用においては、

- ① 温室に道路からの進入路を設置し、その用地部分をコンクリートで舗装した事例において、当該進入路が農作物の栽培に必要不可欠なものであり、かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないものであっても、コンクリート張りであることをもって、進入路の用地部分を一律に農地として取り扱わない(農地転用として扱う)、
 - ② 農地に駐車場、トイレ、更衣室等を設置する場合において、当該施設が併作の事業に必要不可欠なものであり、かつ、2 アール未満の農地を転用して設置されるものであっても、一律に農地転用許可を求めている
- といった事例が見受けられました。

このような取扱いは適切ではないことから、通知の運用に当たって、下記の点に留意するよう、貴局管内の県及び市町村に対して、貴職から周知願います。

記

- 1 農地に附帯設備を設置した土地の全体を農地法上の農地として取り扱う場合の留意点(通知の記の 2)

農地にコンクリート等で舗装した通路、進入路、機械・設備等を設置する場合であっても、

- ① 当該用地部分が、当該農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、

② その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないか

により、当該用地部分も含めた土地全体を農地法上の農地として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であること。

なお、当該用地部分を農地として取り扱うか否かの判断において、コンクリート等で舗装したことをもって、一律に農地として取り扱わないと判断することは適切でないこと。

2 農地転用に該当するが農地転用許可を要しない場合の留意点

農地転用許可制度上、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設(農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。)の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれることを、「「農地法の運用について」の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知)の一部改正(平成30年11月20日から適用)により明確化したことから、その取扱いに留意すること。

13 経営第 6953 号
平成 14 年 4 月 1 日

神奈川県環境農政部長 殿

農林水産省経営局構造改善課長

施設園芸用地等の取扱いについて（回答）

平成 14 年 3 月 13 日付け農地第 581 号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地（別紙 1 参照）

農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。（ただし、2 に該当するものを除く。）

- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地（別紙 2 参照）

その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

(別紙1)

1 農地にあたるもの

説 明	概 念 図
(例) ア 温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合 イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培している場合 ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）	The diagrams illustrate different cultivation methods within a greenhouse structure, defined by vertical lines representing the structure's walls. Each diagram shows a cross-section of the ground and the cultivation setup. Diagram 1: Shows three seedlings growing directly in the soil (土). The ground is indicated by a hatched pattern. Diagram 2: Shows two seedlings growing in a bed covered with plastic mulch (ビニール等) and gravel (礫等). The ground is indicated by a hatched pattern. Diagram 3: Shows four seedlings growing in individual pots (鉢) placed on the ground. The ground is indicated by a hatched pattern. Diagram 4: Shows four seedlings growing in pots (鉢) placed on a raised bed or bench (棚) structure. The ground is indicated by a hatched pattern. Diagram 5: Shows two seedlings growing in a bed covered with rock wool (ロックウール等). The ground is indicated by a hatched pattern. Diagram 6: Shows two seedlings growing in a bed covered with a sheet (シート). The ground is indicated by a hatched pattern.

2 農地にあたらないもの

[illegible]

(別紙2)

1 その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等
(全体を農地として取り扱うもの)

説 明	概 念 図
(例) ア その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路 イ その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置き場 ウ 温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所 注：当該部分がその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠のものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの	The diagram illustrates a farm layout with several key components: Greenhouses (温室等): Six rectangular plots arranged in a 2x3 grid, each containing yellow plant icons. Paved Paths (舗装通路): A central horizontal path and vertical paths separating the greenhouse plots. Fertilizer and Soil Storage (堆肥・養土置場): A circular area with a dotted pattern on the right side. Equipment (機材・設備): A rectangular area at the bottom containing a 'Liquid Fertilizer Adjustment Tank' (液肥調整用タンク), 'Heating Equipment' (加温設備), and an 'Oil Tank' (重油タンク). Access Road (進入路): A rectangular area at the bottom center, adjacent to the equipment area. Main Road (道路): A wide horizontal road at the very bottom of the diagram. Labels and Arrows: '温室等' (Greenhouse etc.) with an arrow pointing to the top-right greenhouse. '農地界' (Farm boundary) with arrows pointing to the top and right edges of the farm area. '舗装通路' (Paved path) with an arrow pointing to the central horizontal path. '堆肥・養土置場' (Fertilizer/soil storage) with an arrow pointing to the circular dotted area. '重油タンク' (Oil tank) with an arrow pointing to the oil tank icon. '加温設備' (Heating equipment) with an arrow pointing to the heating equipment icon. '液肥調整用タンク' (Liquid fertilizer adjustment tank) with an arrow pointing to the tank icon. '進入路' (Access road) with an arrow pointing to the access road area. '道路' (Road) with an arrow pointing to the main road at the bottom.

2 農地と認められない部分を含む場合

説 明	概 念 図
(例) ・農地と認められない部分 ア その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地 イ 事務所、倉庫、直売所等農作物の栽培に通常必要不可欠といえないもの ウ これらに附帯する土地 注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。	

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

制定 平成30年11月20日30経営第1796号
改正 令和元年5月24日元経営第194号
改正 令和2年7月28日2経営第1182号
改正 令和4年12月25日2経営第2427号
改正 令和5年3月29日4経営第3239号
改正 令和5年8月29日5経営第1291号

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省経営局長

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

第196回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）については、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第73号）と併せて、平成30年11月16日から施行されることとなった。

これにより農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正され、同法第43条及び第44条が追加されることとなったので、これらの取扱いについては、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）」、「農地法の運用についての制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）」及び「農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）」によるほか、下記に留意の上、農地法関係事務を適正に処理されたい。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

農地法第43条及び第44条の運用について

第1 法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供される土地への農地法の適用

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

第2 農作物栽培高度化施設の基準

1 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第88条の3第1号の判断基準

(1) 「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。

(2) 農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の2第2項第6号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下同じ。）に通知すること。

(3) なお、農業委員会は、則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

2 則第88条の3第2号の判断基準

(1) 同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の2第2項第4号及び第88条の3第2号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

① 告示の2の「高さが8メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この2において同じ。）から施設の棟までの高さが8メートル以内であることをいう。

また、「軒の高さが6メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが6メートル以内であることをいう。

② 告示の2の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

③ 告示の2の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

④ 告示の2の「周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね2時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の2第2項第4号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
2 m以内	2 m
2 m超 3 m以内	2. 5 m
3 m超 4 m以内	3. 5 m
4 m超 5 m以内	4 m

5 m超 6 m以内	5 m
------------	-----

(2) 同号口の判断基準

① 「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

② 「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

3 則第88条の3第3号の判断基準

(1) 「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。

(2) 「許認可等を受けていること」については、則第88条の2第2項第8号に規定する許認可等（以下「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。

(3) 「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

4 則第88条の3第4号の判断基準

「施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

(1) 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。

(2) 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

5 則第88条の3第5号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第1項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

6 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

7 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、1から6までのほか、次の(1)又は(2)によること。

(1) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

① 売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

② 売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

イ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の5第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

(2) 農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては6で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

第3 法第43条第1項の規定による届出

法第43条第1項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

1 届出手続

(1) 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第1項の規定による届出をしようとする者には、様式例第1号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

① 則第88条の2第2項各号に規定される書類

これらの書類については、次の点に留意すること。

ア 同項第3号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。

(ア) 農作物の栽培施設

(イ) 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設

イ 同項第4号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。

(ア) 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ0mに2時間以上日影を生じさせる範囲

(イ) 敷地境界線

(ウ) 縮尺及び方位

(エ) 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置

- (オ) 農作物栽培高度化施設からの水平距離 5 m 及び 10 m の線
- ウ 同項第 5 号に規定する計画については、様式例第 2 号により提出すること。なお、第 2 の 7 の (1) のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。
- エ 同項第 6 号に規定する書面については、様式例第 1 号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。
- オ 同項第 7 号ロに規定する書面については、様式例第 3 号により提出すること。
- カ 同項第 8 号に規定する書面については、様式例第 1 号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる。

② 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（様式例第 3 号）。その他参考となる書類。

(3) 届出書に(2)の②の書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

- ① 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか
- ② 届出の受理又は不受理の判断に必要不可欠なものであるかどうか
- ③ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、

- ① 届出に係る施設が則第 88 条の 3 各号の要件を満たしているか
 - ② 届出書の法定記載事項が記載されているか
 - ③ 添付書類が具備されているか
 - ④ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第 3 条第 1 項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているか
- を確認の上、その受理又は不受理を決定する。

(2) なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第 2 条の 2 の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設にお

いて農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、

- ① 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
 - ② 原状回復の費用は誰が負担するか
 - ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
 - ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
- について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

(3) 農業委員会は、法第43条第1項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは様式例第4によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(4) 事務処理要領別紙1第4の1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(5) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第1項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

(6) 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

(7) 農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第1項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

(8) 農業委員会は、届出を受理したときは、届出に係る高度化施設用地において法第30条第1項の規定による利用状況調査等を円滑に実施するため、営農計画書を行政文書

に関する規則に従って保管する。

(9) 農業委員会は、届出を受理した後、法第30条第1項の規定による利用状況調査を行う際に、届出に係る農作物栽培高度化施設の設置状況を確認するものとし、施設の設置が適切に行われていない場合として次に掲げるときには、それぞれ次のとおり対応すること。

- ① 届出書に記載する工事完了時期を過ぎているにもかかわらず、施設が設置されていない場合 第4の2の(4)に準じて対応すること
- ② 届出書に記載された施設と異なる施設が設置されており、農作物栽培高度化施設の基準を満たすと認められる場合 法第43条第1項に規定する届出内容の変更手続を行わせること
- ③ 農作物栽培高度化施設の基準を満たさないと認められる施設が設置されている場合 違反転用に該当するため、第4の3の(4)に準じて対応すること

第4 高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

1 法第3条関係

(1) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、

- ① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき
- ② 高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき

のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要がある。

(2) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則ち第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために、必要な次の書面を添付させるものとする。

- ① 農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画
- ② 次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面
 - ア 届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正

に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

イ 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

③ 届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

(3) 農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第3条第1項の許可申請が必要となる。

2 高度化施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る規定について(法第30条、第31条、第32条及び第44条等関係)

(1) 高度化施設用地に係る法第32条第1項に規定する遊休農地の判定に当たっては、営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ法第32条第1項に規定する農地に該当するものと判断すること。

① 農作物の栽培が行われていない場合 同項第1号に規定する農地

② 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合 同項第2号に規定する農地

(2) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(1)によるほか、届出書に添付される営農計画書上、8月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、8月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施すること。

(3) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(2)によること。

(4) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、具体的には、次のとおり実施することとする。

① 農業委員会は、法第30条の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書上、当該施設において農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、当該施設の所有者（当該施設について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下

「所有者等」という。) から、農作物の栽培が行われていない理由を聞き取るものとする。

- ② 農作物の栽培が行われていない理由が、天候や市況を踏まえ栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね1月以内に当該施設において農作物の栽培を行う旨の意向が表明された場合には、農業委員会は、当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期に、再度利用状況調査を行うものとする。

- ③ 農業委員会は、①及び②において、

ア 当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね1月以内ではない場合

イ ②の再度の利用状況調査において、農作物の栽培が行われていないことを確認した場合

のいずれかに該当する場合には、法第32条の規定による利用意向調査を行うものとする。

なお、その際、法第44条の規定に基づき、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきである旨の勧告を、様式例第5号により合わせて行うものとする。

また、「相当の期限」は、6月以内とするが、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農作物の栽培が行われていない場合には、個別事情を総合的に判断して期限を設定することができる。

- ④ 農業委員会は、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条の規定により準用する令第18条で定める方法により探索を行ってもなお当該施設の所有者等を確認することができないときは、法第32条第3項に規定される公示を行うものとする。

- ⑤ 農業委員会は、高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書の内容が変更されたことを把握した場合には、変更の内容を様式例第2号により提出させるとともに、その内容を農地台帳に記録することが適当である。

- (5) 農業委員会は、高度化施設用地が適正に利用されていることの確認のため、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定等に関する意見照会等があった場合には適切に対応すること。

3 法第4条及び第5条関係

(1) 高度化施設用地について、法第4条又は第5条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

① 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

ア 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

イ 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

② 高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合

ア 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

イ 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

ウ 法第32条第3項に規定される公示から2月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

エ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第7条第2項の規定による公示を行った場合

(2) 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにする事となるため、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(3) 法第43条第1項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の3の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(4) 農業委員会は、高度化施設用地が、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得ずに(1)のいずれかに該当した場合には、これらの項の規定に違反するものとして、都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告すること。

4 法第7条及び第10条等関係

(1) 国は、高度化施設用地について、法第7条第2項に基づく公示を行った場合には、

買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。

- (2) 買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P \left[\frac{m-n}{m} \right] Q$$

P：推定再築造費

m：耐用年数

n：経過年数

Q：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

5 法第51条及び第52条の4 関係

- (1) 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。

- (2) 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。

- (3) 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

6 法第52条関係

- (1) 農業委員会は、地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。）から依頼があった場合には、高度化施設用地の所在、遊休農地に該当するか否か及び違反転用に該当するか否かなどの情報を提供すること。

- (2) 農業委員会は、以下に掲げる場合において、速やかに、市町村税務部局に対して必要な情報を提供すること。

- ① 法第43条第1項に基づく届出を受理した場合は、届出書の写し、営農計画書の写し、受理通知書の写し、施設の位置及び施設の配置状況等
 - ② 法第44条に基づく農作物の栽培を行うべきことの勧告を行った場合は、勧告書の写し、勧告した時点の施設の設置状況及び農作物の栽培状況等
 - ③ 法第44条に基づく勧告を行った後に農作物の栽培が再開された場合は、農作物の栽培状況等
 - ④ 法第4条第1項に規定する農地の転用の制限に違反すること（違反転用）に該当することとなったものを把握した場合は、当該土地の状況等
- (3) 農業委員会は、(2)の情報に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して当該変更後の情報を提供すること。
- (4) 農業委員会は、市町村税務部局と調整の上、毎年1月1日時点の(2)に掲げる事項のうち必要な情報を取りまとめた一覧表を、当該年の1月末までに市町村税務部局に対して提供すること。

7 法第52条の2 関係

法第52条の2の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成において、則第101条第8号の「その他必要な事項」については、法第43条第1項に基づく届出の受理の状況、法第44条に基づく勧告の実施状況が含まれることに留意すること。

第5 その他留意事項

法第43条第1項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第1項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の1の基準の全てを満たすものについては、次の2に基づき取り扱うものとする。

1 届出の対象となる施設の基準について

- (1) 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。
- (2) 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の

日より前に法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得て並びに法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次の①から③までのいずれかの書類で確認できること。

- ① 農地転用許可に係る許可権者の決裁文書
- ② 農地転用許可書の写し
- ③ ①又は②に準ずる文書

(3) 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。

(4) 則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

2 法第43条第1項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

(1) 農業委員会は、法第43条第1項の規定に基づく届出があった場合には、第3に準じて取り扱うものとする。

(2) 農業委員会は、1の(2)の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同②及び③に関する文書の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同①から③までの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。

(3) 農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい旨を併せて周知する。なお、様式例第4号の記の2の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。

(4) 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事局に連絡する。

(5) (1)の届出に係る法の規定の適用は、第4を準用する。

第6 制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第1項に規定する農業委員会ネットワ

ーク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

様式例第 1 号

農地法第43条第 1 項の規定による届出書
(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

令和 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいのので、農地法第43条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所										
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者		
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏名	住 所	
					m ²					
					m ²					
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)								
3 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		m ²						
		施設の棟高		m						
		施設の軒高		m						
		周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離				m			
			西側の農地からの距離				m			
			北側の農地からの距離				m			
			南側の農地からの距離				m			
		施設の被覆材	素材の名称							
			光を透過する素材か				透過する ・ 透過しない			
	施設の構造		(階数：)							
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期		年 月							
	工事完了時期		年 月							
	栽培開始時期		年 月							
4 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要										
5 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称									
	許認可等の申請の有無									
	許認可等の時期									
	許認可等の担当部局									

6 届出に当たり同意する事項	☐ 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 ☐ 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。
7 法人の場合業務の内容	
8 備考	

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には□をチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、
 ア 農作物の栽培が行われていない場合
 イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合
 のいずれかに該当する場合をいいます。
 これらに該当した場合には、法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

様式例第2号

農地法施行規則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画

令和 年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面 積
		m ²
		m ²
計		m ²

2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において 栽培する農作物の 作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	㎡											
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量 及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の 栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容												
(4) 施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金			その他			合計		補助事業の名称 及び担当部局			
	千円	千円			千円			千円					
(5) 施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

(記載要領)

- 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。

同意書

令和 年 月 日

住所
氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第43条第1項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		m ²	
		m ²	
計		m ²	

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、☐をチェックしてください。

☐① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われな
いことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所
有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利
用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象に
なり得ること。

☐② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、

ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ 原状回復の費用は誰が負担するか

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏
名をそれぞれ記載してください。

様式例第 4 号

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
令和 年 月 日
農 業 委 員 会 会 長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第43条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、令和〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、下記により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
	届出者が有する土地の権利の種類				
3 届出書が到達した日					

(留意事項)

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

農地法第44条の規定による勧告書

番 号
令和 年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿は、農地法第43条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないことから、同法第44条の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第 4 条第 1 項の規定に違反することとなり、同法第51条第 1 項の規定に基づく原状回復命令等の措置が講じられる可能性がありますので、御留意願います。

記

1 農作物栽培高度化施設が設置されている土地の所在等

所在・地番	面積(㎡)

2 勧告の理由

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないため。

3 講ずべき措置

4 の期限までに農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行うこと。

4 措置を講ずべき期限

令和 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「4 措置を講ずべき期限」は、原則、勧告日から 6 月後の年月日を記載する。

長野県林務部長

林野庁林政部長

特用樹の植栽と農地法との関係について（回答）

昭和 31 年 8 月 11 日付林政号外で御照会のこの件については、下記のとおり回答する。
なおこの解釈については、農地局管理部長の了解を得たものであるから、念のため申し添える。

記

- 1 農地法にいう「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、耕作とは、土地につき肥培管理を行って作物を栽培することを意味する。特用樹の場合も、栽培以後継続して肥培管理がほどこされ果樹園、桑園、茶畑、苗畑等のように肥培管理がその育成についての本質的要素となっている場合には、農地の転用にはならない。しかし、植栽当初の肥培管理が特用樹以外の一般樹に比し多少集約的であるにせよ、近い将来において肥培管理を廃し、地上の樹木の様相が森林と異ならないものになると予想されるものであるときは、農地法第 4 条及び第 5 条の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない。

なお、この場合、許可を受けても、上に述べるような意味で「農地」である場合になお農地法の適用を受け許可目的以外の目的に転用しようとする場合は更に第 4 条又は第 5 条の規定による許可が必要であることに留意されたい。

以上のとおりであるから、特用樹一般について、その植栽が農地の転用になるか否かを決することは困難であり、肥培管理という標準から個別的具体的に判断されたい。

- 2 種実の収穫を目的とした特用樹を農地に植栽する場合も、肥培管理の観点から同様に判断されてよい。

即ち、当初の植栽の時に限らず、以後も収穫をあげるために相当の労力を加え、肥料を施し、消毒をする等果樹園形態で管理するならば、その土地は依然として農地である。従って、農地法の適用を受けることはいうまでもない

制 定 令和3年3月4日2農振第2935号
最終改正 令和5年3月31日4農振第3639号

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて

養殖を目的として水田を養殖池に転用する際、その対象となる水田が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する場合など通常の農地転用が認められない場合には、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、3年以内に限定しているところである。

他方、水田の養殖池への転用は、その区画形質の変更が軽微であれば、比較的容易に復田することも可能であると考えられ、また、水田を利用した養殖については、農業と一体的に取り組み、地域の主要な産業として確立されている場合があり、水田の機能の保全、渇水時における農業用水の供給機能の発揮、地域産業の発展に伴う農業者の所得増大といった地域の農業振興に資する効果が期待できると考えられる。

このため、優良農地を確保しつつ、地域の農業振興と調和のとれた養殖の事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、次の通知によるほか、下記事項に御留意の上、農地転用許可制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いします。

(なお、このことについて、貴管内の農業委員会及び農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村の長に対しては、貴職から通知願いたい。)

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

記

1 養殖池に一時転用する場合における許可申請の取扱い

農地を養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に一時転用するため、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「転用許可」という。）に係る申請があつた場合において、当該申請の内容が同法第4条第6項第3号から第6号まで、第5条第2項第3号から第8号まで等に該当しないときであつて、かつ、次の全てに該当するときは、当該申請に係る転用の期間（以下「一時転用期間」という。）が3年を超える場合であっても、転用許可の対象とすることができるものとする。

- (1) 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖の事業を行うものであること。
- (2) 一時転用期間が10年以内であること。
- (3) 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。
なお、この場合、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事であるとは認められない。
- (4) 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を市町村と締結し、又は締結することが確実と認められること。
なお、具体的な協定事項については、別添協定例を参照されたい。
 - ア 養殖池の利用及び管理に関する事項
 - イ 周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項
 - ウ 地域の農業との関わりに関する事項
 - エ 養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項
 - オ その他必要な事項
- (5) 当該申請に係る事業者が農地法第51条第1項各号のいずれにも該当していないこと。

2 転用許可に付ける条件

都道府県知事又は指定市町村の長は、1の申請に係る転用許可をするに当たっては、原則として、次の条件（以下「許可条件」という。）を付けるものとする。

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って養殖の事業の用に供すること。
- (2) 養殖池とするために施工する工事について、次に該当するときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
 - ア 当該工事に着工したとき、及び当該工事が完了したとき。
 - イ 当該工事の施工内容を変更しようとするとき。
 - ウ 当該工事の施工を停止し、又は中止しようとするとき。
- (3) 毎年度、当該転用許可に係る土地の利用状況（当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合における当該支障の内容を含む。）を、定期的に報告すること。
- (4) 申請書に記載された事業計画を変更し、又は当該土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
- (5) 当該転用許可に係る一時転用期間が満了した場合（当該土地について再度3による転用許可を受けた場合を除く。）又は当該土地における養殖の事業を廃止する場合には、速やかに農地として利用できる状態に復元すること。

3 一時転用期間の満了後における再許可

都道府県知事又は指定市町村の長は、2の転用許可に係る土地について、当該転用許可に係る一時転用期間の満了に伴い、その満了後に引き続き養殖池として利用することにつき改めて転用許可に係る申請があった場合は、再度転用許可を行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 都道府県知事又は指定市町村の長は、許可条件に基づく報告に疑義がある場合その他必要な場合には、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺農地の利用状況等について、事業者에게報告を求め、又は自ら現地調査を行うものとする。
- (2) 都道府県知事又は指定市町村の長は、(1)の報告又は調査により、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 農業委員会は、農地パトロール等の際に、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺の農地の利用状況等について確認し、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、必要な指導を行うとともに、当該土地について転用許可に係る権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長に、速やかに報告するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日（その日までに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により地域計画（同条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、改正前の記の1の（5）の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

協定例

〇〇〇市（以下「甲」という。）と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕（以下「乙」という。）は、乙が、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可（以下「転用許可」という。）を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、〇〇〇市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛んな農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに鑑み、乙が養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に転用した土地の適切な利用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図ることを目的とする。

（協定の区域）

第 2 条 この協定は、〇〇〇市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地とするために転用許可（以下「一時転用許可」という。）を受け、この協定を締結した日以後に養殖池に転用した土地の区域とする。

（養殖池の利用及び管理）

第 3 条 乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として利用することに重大な支障を生ずることがないように、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田として利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

（周辺農地等の農業上の利用の確保）

第 4 条 乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設（以下「周辺農地等」という。）の農業上の利用に支障を生ずることがないように、次の措置を講ずるものとする。

（１）農業用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用排水施設に排出しないこと。

（２）飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

（３）養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該医薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、拡散防止に十

分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

- 2 乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

第5条 甲は、第3条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項に規定する事項を乙が遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（地域の農業との関わりに関する事項）

- 第6条 乙は、養殖池が所在する集落（以下単に「集落」という。）において深刻な農業用水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障のない範囲において、水の融通その他の集落における渇水対策に協力するものとする。
- 2 乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話し合いへの参加、集落の取決めに基づく活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。
 - 3 甲は、乙と集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、乙又は当該構成員の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。

- 第7条 乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助を行うものとする。

（養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項）

- 第8条 乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合には、速やかに甲及び〇〇市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原状回復するものとする。
- 2 乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

- 第9条 甲は、第3条第3項、第4条第3項又は第5条の勧告に係る措置を講ずることが見込まれないと認めたときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧告するものとする。
- 2 前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合については、前条の規定を準用

する。

（協議）

第 10 条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とする権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを甲が確認した日までとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

××年××月××日

甲 住所 ○○○市×××丁目×××番地
○○○市長 ×× ××
乙 住所 ○○○市×××丁目×××番地
△△△

注：この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。

事 務 連 絡
令和5年12月25日

北海道農政部農業経営局農地調整課長 様
各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 様
農村振興部農村計画課長 様
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長 様
農村振興課長 様

農林水産省経営局農地政策課農地利用最適化グループ
経営専門官（農地調整担当）
農村振興局農村政策部農村計画課
課長補佐（農業振興地域班）

農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて

このことについては、令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地をいう。以下同じ。）に盛土等の行為を行った場合における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、貴管下の都府県、市町村及び農業委員会に対しては、貴職から通知願います。

記

「農地」とは、耕作の目的に供される土地のことをいい、「農地法関係事務処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の（2）において、「その土地の現況によって判断する」と規定しており、農地に盛土等の行為を行った場合であっても、引き続き耕作の目的に供される土地は、農地に該当します。

なお、農用地区域内の農地において盛土を行う行為は、原則として、「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知）第19の1のとおり、「土地の形質の変更」に該当する行為となり、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定により都道府県知事等の許可を受ける必要があります。ただし、当該行為後においても、その土地の用途が変更されず、引き続き耕作の目的に供される土地である場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第36条第2号ロの規定により当該許可が不要となります。

電気事業者各位

通商産業省公益事業局長

電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

上記の件について昭和 45 年 9 月 1 日をもって農地法施行規則の一部が別添のとおり改正され、(施行は同年 10 月 1 日)電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置にかかる農地法第 4 条および第 5 条の農地転用の許可は要しないこととなった。

この改正は、電気事業者と農林大臣または都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を充分に行うよう当局が電気事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に送電用の電気工作物に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

- 1 電気事業者は、送電用の電気工作物の設置にかかる用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は 2 ヘクタールをこえる農地を当該事業計画地に含む場合にあっては都道府県農地担当部局長および地方農政局長に説明を行い、送電用の電気工作物の設置と土地改良事業等農業関係公共事業および農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 電気事業者は送電用の電気工作物の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 送電線架設に際し、架設用装置(ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチおよびワイヤー捲取機)を設置するため農地転用を行った場合には、送電線架設後速やかに当該敷地を原状に復帰させること。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
電気事業者名

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業計画の概要

4 計画地の概要

(1) 所在(送電線路にあっては経過する市町村名を記載)

(2) 面積(概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール

5 計画に関する農業関係公共事業(事業ごとに記載)

(1) 事業主体

(2) 施行面積

(3) 事業の種類

(4) 施行の時期

(5) 計画地に関する面積

(6) 計画地に関する施設の種類、数量

(7) その他(開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功
検査年月日)

6 調整措置

(1) 農業施設との調整措置

(2) 受益面積減による調整措置

(3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

(4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

(1) 事業概要図

(2) 農業関係公共事業区域図(計画地との関係を明示)

令和 2 年 11 月 13 日
事 務 連 絡

三重県農林水産部農地調整課長 殿

東海農政局農村振興部農村計画課長

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて
(技術的助言)

このことについて、土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐため、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(平成 16 年 6 月 2 日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係長事務連絡。参考 1 のとおり。)に基づき、認定電気通信事業者に対し、都道府県知事又は指定市町村(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項に規定する指定市町村をいう。)の長(以下「都道府県知事等」という。))との調整(以下「事前調整」という。)について周知徹底されていたところです。

今般、令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、一定の場合に事前調整を不要とすることについて提案があったこと(別添 1 のとおり。)を踏まえ、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 に基づく技術的助言として、下記の事項に留意していただくようお願いします。

また、貴職におかれては、貴管内の市町村及び農業委員会に対してもこの旨御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添 2 のとおり総務省において連絡されているので御了知願います。

記

- 1 事前調整については、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断するものについて、これを不要とする運用が可能であること。
- 2 都道府県知事等においては、1 による運用を行う場合においては、事前調整が中継施設の設置に伴う土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐためであること等も踏まえつつ、必要なルール等を定め、認定電気通信事業者等に周知すること。

総基事第228号

令和2年11月13日

事務連絡

各総合通信局情報通信部電気通信事業課長 殿

沖縄総合通信事務所情報通信課長 殿

総合通信基盤局電気通信事業部

事業政策課制度係長

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件については、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日事務連絡）に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第117条第1項の規定に基づく認定を受けた者に対し周知徹底を図ってきたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する都道府県知事等に対する調整を一定の場合には不要とすることについて提案があり、農地転用許可権者である都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについてこれを不要とする運用が可能であるという整理が行われたところです。

今後は、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を、当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別添

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととされている。

これは、認定電気通信事業者と都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

なお、都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについては、当該調整は不要である。都道府県知事等が定めるルール等について不明な点がある場合には、都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）の農地担当部局に問い合わせること。

記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県等の農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第16号及び第53条第

14号において使用する用語は、次のとおりであること。

- (1)「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
- (2)「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。
- (3)「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
 - 2 事業の目的
 - 3 事業計画の概要
 - 4 計画地の概要
- (1) 所在 (線路にあっては経過する市町村名を記載)
- (2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール

- 5 計画に係る農業関係公共事業 (事業ごとに記載)
- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他
- 6 調整措置
- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- 7 添付図
- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)

三重県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課長

農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）

平素より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、先般、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による送配電用施設の設置等に係る農地転用許可不要の適用状況について調査を行ったところ、地方公共団体で取扱いに差異が生じていることが確認されました。

つきましては、当該農地転用許可不要の取扱いについて、下記により周知することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、当該農地転用許可不要の適用に当たっては、別添のとおり「電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 31 日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長通知）により、農業上の土地利用との調整を十分に行うことが前提となっておりますので、その旨御留意ください。

また、このことについて、管下市町村の農地転用許可制度担当部局（農業委員会を含みます）に周知をお願いいたします。

記

- 1 次の敷地の用に供する場合は農地転用許可を要しない。なお、（１）のイ、ウ、（２）及び（３）については、事業完了後速やかに農地に復元すること。
 - （１）送電用又は配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。以下「送配電用施設」という。）の設置に係るもの
 - ア 施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）
 - イ 工事の敷地（仮設鉄板、足場、杭打機、掘削機、クレーン、支保工材、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、台棒、支線、ボーリングマシーン等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
 - ウ 工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、工事の敷地と一体不可分なもの）
 - （２）送電用又は配電用の電線等（以下「電線等」という。）の架線に係るもの

- ア 架線に係る装置及び工事の敷地（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチ、ワイヤー捲取機、仮設鉄板、架線足場、防護足場等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
- イ 架線に係る装置及び工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であつて、架線に係る装置及び工事の敷地と一体不可分なもの）
- （3）送配電用施設の設置及び電線等の架線に必要な道路又は索道の敷地（搬入路、モノレール、モノレール基地、キャリア、キャリア基地等）

2 送配電用施設の建替えを行う際に、新たな施設の設置から既存施設の撤去までを一連の事業計画の下に実施する場合においては、既存施設の撤去についても、上記1のとおりに取り扱って差し支えない。

【参照条文】

○ 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）

第15条 法第3条第1項第16号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～6 （略）

7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。以下第47条第6号ト及び第57条第6号トを除き「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

8～13 （略）

（農地の転用の制限の例外）

第29条 法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～12 （略）

13 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（以下「送電用電気工作物等」という。）の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

14～20 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第53条 法第5条第1項第7号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～10 （略）

11 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

12～19 （略）

三重県農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

集落接続事業における「居住する者」の解釈について（回答）

平成26年2月19日付け農林水第12-601号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第33条第4号の規定は、集落の通常発展の範囲内で集落を核として滲み出し的に行われる農地転用については、第1種農地であってもこれを認め、集落の安定的な維持・発展については地域の農業の振興につなげることを趣旨とする規定である。
- 2 当該既定の「周辺の地域において居住する者」は、法令上、当該集落内やその周辺に居住する自然人であると解される。
ただし、それらの者にとって日常生活上又は業務上必要な店舗や事務所等の施設を法人が主体となって整備することは可能であると考えます。
- 3 なお、その場合であっても、集落の通常発展の範囲内とは言えない大規模な工場等については、本規定の趣旨にはなじまないことに留意し、適正に運用していただきたい。

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省農村振興局長

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実に認められないことから、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第5号及び第57条第5号において、原則として、これを認めないこととされているところである。

しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。）との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。）が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いします。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いします。

また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年 6 月 1 日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第2の1の（2）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

2 定義

この要領において使用する用語は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、3の（1）から（3）までの要件を全て満たすことが確実と認めて許可されたもの
建設業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認

3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- （1）当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- （2）（1）の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、（1）の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- （3）農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

4 農地転用許可申請

特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。
- (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3の(3)の状況となった場合において必要となるものを含む。）

イ 則第30条第7号又は第57条の4第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

- (3) (2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去5か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどが考えられる。

5 農地転用許可の判断等

- (1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。

ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。

イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。

ウ 関係法令を遵守しなかったこと。

- (2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。

6 農地転用許可に付ける条件

特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第4条第7項又は法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。）

及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。

- （１）許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から３月後及びその後１年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- （２）農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

7 農地転用許可後の措置

特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。

このため、６の（１）の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。

3 農振第 2869 号
令和 4 年 3 月 31 日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）

「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）を踏まえ、農地の区画形質の変更を伴うことなく地域振興イベント等に農地を活用した場合の農地転用の取扱いに係る考え方を、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づく技術的助言として取りまとめましたので、制度の適切な運用の参考としてください。

また、このことについて、内容を御了知の上、貴職から貴管内の市町村長及び農業委員会に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 農地転用に該当しない場合について

農地を農地以外のものにする行為（以下「農地転用」という。）とは、耕作の目的に供される土地を耕作の目的に供される土地以外の土地にするための全ての事実行為が該当する。

このため、農地を住宅用地、工場用地、道路等の用途に転換する場合はもとより、農地の区画や形質に何ら変更を加えずに資材置き場や駐車場として利用する場合や、火薬庫等の危険物取扱施設の周辺の保安用地の敷地とする場合であっても、耕作の目的に供し得ない状態にするときは、その期間の長短にかかわらず、原則として農地転用に該当する。

ただし、農地では耕作を目的とした利用を行いつつ、当該利用に支障が生じ得ない範囲で副次的に農地を耕作の目的以外の目的に利用する場合、すなわち、①農地の区画や形質を変更することなく、②1 日～2 日間程度のごく短期間のみ利用するものであって、③その利用が終了すれば直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に該当しないと取り扱っても差し支えない。

この場合の例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 農業収穫体験と合わせ、農地に容易に撤去できるテント・パイプ椅子・テーブル等を設置し、その農地で収穫された農作物の加工や飲食等を行う場合
- ② 冬期の積雪期間や不作付期間に、地域の郷土行事（どんど焼き、もぐら打ち等）を行う場合
- ③ 作付け交替期等において運動行事（泥んこ運動会等）を行う場合 等

2 農地転用に該当する場合について

短期間の利用であっても、耕作の目的以外の目的に利用するために区画形質に変更を加える場合や、農地に容易に撤去できない構築物（プレハブ施設、ステージ等）を設置する場合、イベント等の開催が常態化することにより、通常耕作の目的に供される期間においてもその利用が行われず、又は、将来的にも耕作に供されなくなるような場合には、農地転用に該当するものと解される。

3 農業委員会への事前相談について

農地をイベント等に利用する場合、その利用の状態によっては、1及び2のとおり、農地転用に該当する場合としない場合があることから、あらかじめ農業委員会に相談するよう周知徹底することが望ましい。

4 農業振興地域制度の取扱いについて

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合には、農用地利用計画の変更が必要となるが、農地の区画や形質を変更することなく利用し、短期間のうちに農地として原状回復がなされ、農業上の利用に支障がない場合には、農用地区域内の土地のまま行うこととして差し支えない。

5 イベント等の終了後の取扱いについて

イベントの終了期間を過ぎてもなお、イベント資材の撤去が行われないなど、速やかに耕作の目的に供されない場合には、農業委員会において、農地所有者等に必要な指導を行い、当該指導に従わず当該土地の農業上の利用に支障を生ずるような場合には、違反転用事案として農地転用許可権者に速やかに報告するとともに、必要に応じて農地法（昭和27年法律第229号）第51条に基づく違反転用の措置をとる必要があることに留意されたい。

制 定 平成30年 5 月 15日 30農振第78号
最終改正 令和 4 年 3 月 31日 3 農振第2887号

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用
許可制度上の取扱いについて

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについては、これまで、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年 3 月 31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)等によりその内容を定め、当該設備の下部の農地における営農に支障を与えないこと等の確保を図ってきたところである。これまでの当該設備が設置された事例においては、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善に資するものが見られた一方で、当該設備の下部の農地での農業生産が適切に行われていなかった事例等も見られたが、農地転用許可権者等の改善指導により改善されたところである。

このため、今後の取扱いについては、太陽光発電設備の下部の農地における適切な営農の継続を図るとともに、担い手の所得向上を通じた農業経営の発展を推進するため、次の各通知によるほか、下記事項にご留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年 6 月 1 日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)
- 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

なお、本通知の施行に伴い、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年 3 月 31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)は廃止する。

(おって、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。)

記

1 一時転用許可

農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。以下同じ。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

この場合の発電設備（以下「営農型発電設備」という。）については、当該設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請に要する書類

営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第7号又は第57条の4第2項第5号の書類として、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付する。

ア 営農型発電設備の設計図

イ 下部の農地における営農計画書（別紙様式例第1号）

ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの書類

(ア) 下部の農地で栽培する農作物の収穫量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

(イ) 必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書

(ウ) 先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例

エ 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

(2) 農地転用許可権者の確認事項

農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。

- イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。
- ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実に認められること。
- a 営農が行われない場合
 - b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（荒廃農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）
 - c 下部の農地の全部又は一部が法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（荒廃農地を再生利用する場合に限る。）
 - d 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合
- エ パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。
- なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ（最低地上高おおむね2メートル以上））を確保していると認められること。
- ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高おおむね2メートルに達しなくても差し支えないこと。
- オ 位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。
- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。
- カ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。
- キ 事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。
- ク 当該申請に係る事業者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び

農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

- ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- イ 下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第2号、廃止する場合は別紙様式例第3号により報告すること。）。
- オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 一時転用許可期間中の農作物の生産に係る状況の報告

- (1) 営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生産に係る状況として、次に掲げる事項を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする（別紙様式例第4号）。

この場合において、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

- ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況。
- イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況。

- (2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付する。
- イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告する。
- ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供する。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導

- (1) 農地転用許可権者は、3の報告又は事務処理要領の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 農地転用許可権者は、3の報告により営農の適切な継続が確保されなくなった場合又はこれが確保されないと見込まれる場合には、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導するものとする。
- (4) 農地転用許可権者は、(1)から(3)までの事務を的確に行うため、営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第5号）。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

6 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。

また、農業委員会は、荒廃農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告する。

- (2) 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。

- (3) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

別表

区 分	期 間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 荒廃農地（運用通知第3の1の(3)のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（次のア又はイに掲げる場合を含む。） ア 既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可のうち最初のものを受ける前に荒廃農地であった場合 イ 同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、荒廃農地の面積が過半を占めており、荒廃農地と荒廃農地以外の農地とが連坦し、これらが一団のまとまりを有する場合	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関する
ガイドライン」の制定について

令和 6 年 3 月 25 日 5 農振第 2825 号
改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 農振第 2983 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省農村振興局長

営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。）により示してきたところである。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されるところである。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。

（また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

なお、農地法施行規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第9号）附則第2条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間（「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第4の4の標準的な事務処理期間をいう。）を超えない期間とすることが適当である。

附 則

- 1 この通知は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。ただし、4の(1)から(6)まで及び(8)並びに6の規定については、この限りではない。

(別添)

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い
に関するガイドライン

1 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第 1 号）

ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第 2 号）

(ア) (イ)以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第 3 号）

c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア)の b に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績
 - b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号）
- エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第5号）
- オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第6号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）

- b 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。
- c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合
- エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。
- オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。
- カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高 2 メートル以上を確保していること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高 2 メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。
- キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

 - a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。
- ク 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）によること。

 - a 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報

及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。

b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。

c 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

ケ 支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。

コ 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

サ 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型

太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第7号、廃止する場合は別紙様式例第8号、第三者に承継する場合は別紙様式例第9号）。

オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。

このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第4条第5項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ 許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

① 栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

② 収支報告書（別紙様式例第 11 号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。
- イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。
- ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の7の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

- ① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの
- ② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

(3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領

別紙 1 の第 4 の 7 (1) イ(ア)に基づき、勧告や法第 51 条第 1 項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。

また、処分又は命令が行われた場合で、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、事務処理要領別紙 1 の第 4 の 7 (1) イ(カ)に基づき、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

- (4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告（指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付）し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告（別紙様式例第 12 号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）すること。

- (5) (4) の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第 13 号）にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

- (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

- (7) 農地転用許可権者は、(1) の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

- (8) 農地転用許可権者は、(1) から (7) までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第 14 号）。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2 の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っている

ことや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

6 その他

(1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。

(2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。

その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第52条の4の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。

(3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。

(4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容と同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

（「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」（平成30年6月28日付け30経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知）参照）

別表

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 遊休農地（運用通知第3の1の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

各地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

(農林水産省) 経営局農地政策課長

営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の
取扱いについて

農地法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年農林水産省令第 9 号)の施行に伴い、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農村振興局長通知)が施行されたところであるが、農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項本文に規定する営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合に必要となる民法(明治 29 年法律第 89 号)第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 1 項の許可の取扱いについては、次の各通知によるほか、下記のとおりとするので、御了知願いたい。また、貴職から貴局管内県に対して通知するとともに、管内市町村に通知するよう依頼願いたい。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長通知)

なお、本通知の施行に伴い、「営農型発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて」(平成 30 年 6 月 28 日付け 30 経営第 823 号経営局農地政策課長通知)は廃止する。

記

- 1 営農型太陽光発電設備(農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。以下同じ。)の設置者(「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農村振興局長通知)の(別添)「営農型

太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）2(1)エの「設置者」をいう。以下同じ。）と営農者（ガイドライン4(2)の「営農者」をいう。）が異なる場合、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第5条第1項の許可（以下「5条許可」という。）の申請者に対して、5条許可に係る申請と、民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を設定するための法第3条第1項の許可（以下「3条許可」という。）に係る申請（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転又は第三者に新たに設定する場合の3条許可を含む。）を同時に行うことを指導すること。

2 農業委員会は、1の指導に当たっては、申請者に対して、3条許可申請書の添付書類は、5条許可申請書の写し（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転する場合又は第三者に新たに設定する場合にあっては、事業計画変更承認申請書（「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）別紙1の第4の6の(3)のエの(i)のaの事業計画変更申請書）、ガイドライン別記様式例第9号に基づく報告書又は5条許可申請書の写し）をもって代えることができることを連絡すること。

3 農業委員会は、5条許可申請書の記載事項等につき、法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づく意見書を作成する際に、併せて、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）別紙1の第3の2の(1)の観点から、3条許可の可否について判断すること。

4 農業委員会は、区分地上権等を設定する期間を、5条許可申請における一時転用期間と同じ期間とするよう、申請者に対して指導すること。

また、農業委員会は、原則として、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成28年4月1日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第2種農地（周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。）又は第3種農地（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1の(1)のオ及びカの第2種農地又は第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。以下同じ。）において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第4の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いします。

併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて（平成24年3月28日付け23農振第2508号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止します。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いします。

記

1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

- (1) 農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。）を設置する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

- (2) 許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。

エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地（当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。）に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。

オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと

カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

2 転用期間が満了する場合に、あらためて1の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘案し、総合的に判断するものとする。

3 一時転用許可の条件等

(1) 法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第4条第7項又は第5条第3項において準用する農地法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。）の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。

イ 法面等の状況を、毎年報告すること。

ウ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

(2) 太陽光発電設備について、農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることがあります。

4 許可申請

太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

(1) 太陽光発電設備の設計図

- (2) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書
- (3) 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

5 報告

- (1) 太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が属する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。
- (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

6 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導

- (1) 許可権者は、処理要領4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

7 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。
- (2) 太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。
- (3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日影が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。

6 環バ第 2 1 8 号
6 農振第 1719 号
令和 6 年 9 月 26 日

三重県農地転用担当部長 殿

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長
農村振興局農村政策部農村計画課長

営農型太陽光発電の不適切事案への対応について

平素より、営農型太陽光発電に関する制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

御承知のとおり、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るため、本年 4 月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 9 号）を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところです。

ガイドラインにおいては、農地転用許可権者が、営農が適切に継続されない等の不適切な事案について勧告等を行った場合は、その旨を地方農政局等及び地方経済産業局に報告することとしておりますが、これらの取組を通じて、本年 8 月 5 日付けで、経済産業省により、勧告等が行われた事案に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づき FIT/FIP 交付金の一時停止措置が行われました。

つきましては、当該一時停止措置の対象となった事案の是正に向けて取組を進めていただくとともに、これを契機として、不適切な営農型太陽光発電の解消について実効性を高めていくため、下記により御対応いただきますようお願いいたします。

また、貴管下の市町村農業委員会に周知いただきますようお願いいたします。

1 農業委員会による下部農地の営農状況の把握の徹底

営農型太陽光発電は、通常、太陽光発電設備の設置が認められていない優良農地においても、下部農地における適切な営農の継続を条件に設置を認めているものであり、適切な営農が継続されていないものについては、許可条件違反として農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 51 条の違反転用に対する処分の対象となります。

このため、農業委員会は、営農型太陽光発電の下部農地における営農状況について、適時把握し、不適切な事案については速やかに農地転用許可権者に報告する必要があります。

つきましては、農業委員会はガイドライン 6 (2)に基づき、農地パトロールや各農業委員等の日常的な活動の機会を捉えて、下部農地の営農状況の把握に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、現地確認を行った際には、当該農地の状況が分かる写真を撮影するなど、その状況が確認できる記録を残していただくことが望ましいと考えます。

2 農業委員会及び農地転用許可権者による指導について

農業委員会は、下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合は、農地転用許可権者に速やかに報告を行い、当該報告を受けた農地転用許可権者は農業委員会と連携して事業者への是正指導を行うこととなりますが、その際当該事業者に対し、再エネ特措法における FIT/FIP 交付金の一時停止措置の適用があり得ることを伝えておくことが望ましいと考えます。

また、当該一時停止措置の適用については、農地転用許可権者による勧告以上の措置が行われている必要があることから、農地転用許可権者は、事業者が農業委員会及び農地転用許可権者による口頭指導に応じない場合は、これを惰性的に繰り返すことなく、書面による勧告を行っていただきますようお願いします。

なお、農地転用許可権者により勧告が行われない場合は、法第 52 条の 4 の規定により、農業委員会は農地転用許可権者に対して原状回復等の必要な措置を講ずべきことを要請することができますので、必要に応じて当該要請を検討してください。

3 担当部局間の情報共有の徹底

市町村、都道府県及び地方農政局等の再生可能エネルギー担当部局において、地域の住民からの通報等により、下部農地において営農が適切に継続されない等の不適切事案に係る情報を把握した場合には、速やかに当該行政機関内の農地転用担当部局に情報を共有いただき、情報を受けた農地転用担当部局は、管轄の農業委員会及び農地転用許可権者の間で情報共有が図られるよう対応をお願いします。

4 太陽光発電設備の無許可譲渡等の未然防止

営農型太陽光発電は、支柱部分の一時転用許可に当たり、ガイドライン2(3)に定める許可条件を付した上で行うものとしているところです。

他方で、近年、許可を受けた事業者が、事業計画変更等の手続を行うことなく設備を他の事業者に譲渡するなどの不適切な事案が散見されています。

必要な手続を行わずに譲渡することは、許可条件違反及び無断転用として法第51条に規定する違反転用に対する処分の対象となります。

これらは、事業者による法令遵守の意識が希薄であることが一つの要因と考えられますので、このような事態が生じないよう、農地転用許可権者は、営農型太陽光発電の一時転用許可に際し、事業者に許可条件の内容やその遵守についての的確に理解いただくため、事業者に対して十分に説明を行っていただきますようお願いいたします。

以上

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

農地転用許可事務については、これまでもその事務の適正な処理をお願いしてきたところですが、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）においては、農地転用手続全般の運用のばらつきについて対応を検討し、地方公共団体の制度担当者へ通知することとされたところです。

これを踏まえ、農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について、地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例がみられたところであり、こうした事例が、農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。

このため、都道府県知事等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の都道府県知事等をいう。）及び農業委員会は、下記に御留意の上、関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、自ら定める審査基準等に基づき農地転用許可制度を適切に運用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、このことについて、市町村及び農業委員会の担当者まで行き渡るよう、貴管内市町村及び農業委員会に対して貴職から御通知願います。

記

1 審査基準の取扱いについて

（1）適切な審査基準の策定について

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上、行政庁は申請により求められた許認可等の可否をその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないものとされている（同法第 5 条第 2 項）が、その内容はあくまでも法

令の規定の解釈として許容される範囲内のものであることが必要であること。

この点、農地転用許可基準は、農地法、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈、手続等については、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）その他の関係通知により定められているところであるが、農地転用許可権限を有する地方公共団体において審査基準を定めるに当たっては、それらの規定に即した内容を定めるよう留意すること。

（2）審査基準の公表について

行政手続法第 5 条第 3 項の規定により、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならないこととされているが、令和 2 年度に都道府県及び指定市町村を対象に農地転用許可に係る審査基準の公表等の状況について調査をしたところ、当該審査基準を公表していない地方公共団体が見受けられた。

このため、農地転用許可権限を有する地方公共団体においては、当該審査基準を定め、これを農地転用許可に係る申請先である農業委員会等に備え付けるとともに、ホームページに公表することを徹底し、農地転用許可処分に係る公平性の確保と透明性の向上を図ること。

2 農地転用許可事務の運用のばらつきに係る個別の留意点について

（1）農地転用許可を要しない農業用施設の取扱いについて

① 農地の保全又は利用の増進のために必要な施設

規則第 29 条第 1 号に規定する「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設に供する面積が 2 アール以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は、要しないこと。

なお、当該農業用施設としては、ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設がこれに該当すること。

② 農業用施設への進入路その他の関連施設

規則第 29 条第 1 号に規定する「その農地（2 アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装する場合等、農業用施設を利用する上で不可欠な施設等を整備する場合には、これを農業用施設と一体のものとして取り扱い、当該農業用施設に供する土地の面積と進入路等として当該農業用施設と一体的に整備する土地の面積とを合計した面積が 2 アール

未満であるか否かにより判断することが適當であること。

③ 農業用施設を複数回設置する場合の取扱い

②の農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が2アール未満であるか否かで許可の要否を判断することが適當と考えられること。

よって、同一の事業主体が一連の事業計画の下で、農業用施設を複数箇所設置する場合には、その規模の合計が2アール以上となる場合には農地転用の許可を要することとなること。他方、一連の事業計画に従って事業が完了した後に、当該事業とは別に新たに2アール未満の規模の農業用施設を設置しようとする場合には、農地転用許可は要しないこととなること。

このため、規則第29条第1号に基づく農地転用許可制度の取扱いの運用に当たっては、あらかじめ施設設置者の一連の事業計画の内容と耕作又は養畜の事業の内容を確認しておくことが適當であること。

(2) 借地に農業用施設を建設する場合の取扱いについて

賃借権を有する農業者が、当該賃借権に係る農地に農業用施設を設置しようとする場合については、賃貸借契約を一旦解約し、改めて農業用施設用地に転用するための権利設定を行う方法のほか、賃貸人である農地の所有者の同意が得られる場合には、賃貸借契約を解約することなく、既に設定されている賃借権に基づいて農業用施設を設置することも可能であること。

このため、農業者年金の支給に影響がある場合等を除き、画一的に賃貸借契約の解約手続をとらせるような指導は適當ではないこと。

(3) 農地取得後3年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後3年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

(4) 農用地利用計画の変更を伴う農地転用について

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地のうち農用地区域からの除外又は用途の変更のための農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。）の変更手続を伴う転用事案については、農地転用許可を行う前に当該手続を行う必要があること。

この場合において、手続の迅速化の観点から農用地利用計画の変更手続と農地転用許可手続を並行的に処理するようなケースがあるが、農業振興地域整備計画の変更公告以前に農地転用許可が行われている事案が見受けられたことから、このようなことのないよう、関係部局で十分に調整の上で処理を行うこと。

(5) 一筆の農地の一部を転用する場合の取扱いについて

一筆の農地の一部を転用する場合において、農地についての権利移転の有無に関係なく、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めている事例も見受けられるが、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。

なお、あらかじめ分筆を行うこととする運用については、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）による登記手続と農地転用許可手続の相互の運用の円滑化を図るためのものであることから、その点を申請者に説明の上で対応することが適当であること。

3 農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化について

(1) その他参考となるべき書類の取扱いについて

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要のある書類については、規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4068 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めることのないよう依頼してきたところであるが、地域によっては、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等の添付を一律に求めている事例が見受けられた。また、申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用が行われている場合もあった。

こうした取扱いは、申請者又は届出者に過度の負担を求めることとなるものであることから、従来から書類の添付を求めているからといった合理性を欠いた理由で書類の提出を求めることはしないこと。

また、「その他参考となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、関係部局等への確認を行うことにより把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようにすることが望ましいこと。

なお、添付書類又は押印欄について、不要なものは廃止する等、行政手続のオンライン化等を見据え、農地転用に係る許可申請又は届出の手続について、積極的

な見直しを行うよう努めること。

(2) 法定添付書類の見直しについて

添付書類の簡素化及び審査の簡略化の観点から、令和4年3月31日付けで規則を一部改正し、規則第30条第1号において申請者が法人である場合に添付を要することとしていた法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについては、それらのうちのいずれかの書類のみの添付を求めることとし、農地法第5条第1項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要がある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみとしたこと（規則第57条の4第2項第1号）。

また、併せて、審査に際して重要性の低い記載事項の見直しも行ったところであるが、これらの見直しは、今後の手続のオンライン化等も見据え、添付又は記載を一律に求める必要性が低下したものを精査した結果であり、審査に際して特に必要と判断される場合には、「その他参考となる書類」等として添付等を求めることを否定するものではないが、従来どおり一律に添付等を求めることは適当ではないこと。

なお、農地法第5条第1項第7号の市街化区域内の農地転用届出書に添付を要していた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けることを必要とする場合に当該許可を受けたことを証する書面については、農地法第4条第1項第8号の取扱いを踏まえ、規則第50条第2項第3号を見直し、添付を要しないこととしたこと。

5 農 振 第 3179 号
令和 6 年 3 月 28 日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）において、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後 1 か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、適切な運用に御協力いただくようお願いする。

なお、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

附 則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

記

1 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

- (1) 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。
- (2) (1) の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。
- (3) 農業委員会は、(2) の通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

2 資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

- (1) 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第4の1の(6)のウのほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。
- (2) 都道府県等は、(1) の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

(参考)

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等

5農振第2401号

令和6年1月5日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和6年能登半島地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところ
である。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に
係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年
法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法
律第229号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しな
いこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了
知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第15条の2第1項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第15条の2第1項第1号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第15条の2第1項第9号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

ア 農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号の規定により、国又は都道府県等が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、同法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

イ 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第29条第17号及び第53条第15号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

(2) 留意すべき事項

- ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。
- イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。
 - (ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。
 - (イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。
 - (ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

4消安第1698号
4農振第950号
令和4年6月28日

三重県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農村振興局農村政策部農村計画課長

家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項の規定による家畜の死体の埋却の用に供する土地（以下「埋却地」という。）については、家畜の伝染性疾病の発生に際して、迅速に防疫措置を実施できるよう、同法第12条の3第1項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）において、家畜の所有者に対し、事前に確保するよう求めているところである。

このため、農地を埋却地とする場合には、下記事項に留意の上、埋却地の確保が適切かつ円滑に行われるよう配慮されたい。

なお、このことについて、管内市町村（農業委員会を含む。）に対しては、貴職から通知するようお願いする。

記

1 埋却予定地の取扱い等について

（1）農地法上の取扱い

家畜の所有者が、飼養衛生管理基準に従い、家畜伝染病の発生に備えて事前に埋却地とするために確保する土地であって、専ら埋却地として使用することを予定したもの（以下「埋却予定地」という。）については、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第4条第1項第2号イに掲げる農業用施設に該当する。したがって、農地を埋却予定地とし、又は農地を埋却予定地とするために農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合には、その土地の区画形質の変更の有無にかかわらず、同法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「農地転用許可」という。）の対象となること。

なお、この場合において、農地転用許可を受けた後であっても、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地であるときは、引き続き

農地に該当し、同法の適用を受けることとなることに留意すること。

(2) 農用地区域内農地の取扱い

埋却予定地として使用する土地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 4 号に規定する土地（以下「農業用施設用地」という。）に該当すること。

また、埋却予定地として使用する土地が、同法第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）内にある場合は、あらかじめ当該土地の農業上の用途区分を農業用施設用地へ変更した上で、農地転用許可を受ける必要があること。

(3) 埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合の取扱い

埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合には、農地法の適用を受ける土地であっても、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 19 号の規定により農地転用許可は不要であること。

また、農用地区域内にある場合であっても、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条第 31 号の規定により、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の開発許可は不要であること。

2 農地転用許可申請書の添付書類等について

(1) 農地転用許可権者は、埋却予定地を確保するため、農地転用許可を受けて、農地について農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする者に対して、農地転用許可申請書に、農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項第 5 号に規定するその他参考となるべき書類として、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 5 号又は第 7 号に掲げる書類の写しを添付するよう指導すること。

(2) また、農地転用許可がされた後において、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 5 号の埋却地の確保状況を確認するに当たっては、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による報告又は通知を受ける者として同一である場合にあっては、必要に応じ関係部局間で情報共有及び連携を図ることにより、それ以外の場合にあっては、農地転用部局は、当該報告又は通知を受ける者に対し情報の提供を求めることにより、それぞれ行うこと。

3 農地転用許可に付ける条件について

農地転用許可権者は、埋却予定地に係る農地転用許可をするに当たっては、原則として、当該農地転用許可に次の条件を付けてするものとする。

(1) 農地転用許可申請書に記載された事業計画に従い、専ら埋却予定地として使用すること。

(2) 農地転用許可申請に係る農地を埋却地として使用した場合又は埋却予定地以外の目的に供しようとする場合には、遅滞なく、その旨を報告すること。

事務連絡
平成26年3月28日

各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長
各地方農政局農村計画部農村振興課長

} 殿

農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農地調整G担当）
農林水産省農村振興局農村計画課課長補佐（農地転用班担当）

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記につきましては、平成15年1月22日付け事務連絡（農林水産省経営局構造改善課課長補佐（農地調整班担当）・農村振興局農村政策課課長補佐（農地転用班担当）連名）及び平成16年4月19日付け事務連絡（農林水産省経営局構造改善課課長補佐（農地調整班担当）・農村振興局農村政策課課長補佐（農地転用班担当）連名）により、その取扱いをお知らせしたところですが、当該取扱いを周知徹底する観点から、上記事務連絡（別添1及び別添2）を改めてお知らせいたします。

なお、貴職管内各都府県に対しては、貴職から通知をお願いするとともに、農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

また、今回の事務連絡に関連して、当職と調整の上、別添3のとおり日本行政書士会連合会から各単位会長宛てに文書が発出されていることを申し添えます。

(別添 1)

事 務 連 絡
平成 15 年 1 月 22 日

沖縄総合事務局農林水産部農政課長
各地方農政局生産経営部構造改善課長
各地方農政局農村計画部農村振興課長
北海道農政部農地調整課長

} 様

農林水産省経営局構造改善課課長補佐 (農地調整班担当)
農村振興局農村政策課課長補佐 (農地転用班担当)

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記については、下記のとおり取り扱うことが適当であるので、お知らせします。

なお、貴職管内各都府県に対しては、貴職から下記の内容について通知をお願いしますとともに、農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

おって、この取扱いについては、日本行政書士会連合会と調整済みであることを申し添えます。

記

- 1 農地法第3条、第4条及び第5条では、農地等の権利を取得しようとする者等（法第4条許可の場合は転用の事業を行おうとする者。以下「譲受人等」という。）が許可申請の内容に従って耕作若しくは養畜の事業又は転用の事業（以下、「申請に係る事業」という。）を行うことを前提としており、許可の判断は申請書に記載された内容等を審査して行われる。

また、転用許可に際しては、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること」とする条件を付すこととしている。

このようなことから、農地法の許可申請は、本来、申請に係る事業を行う意思を有する譲受人等が申請すべきものである。

なお、行政書士等が行う代理申請は、あくまで許可申請の手続を代理して行うものであって、申請に係る事業を行う意思までを代理するものではない。

- 2 このため、申請行為者（代理人）と申請に係る事業を行う者（譲受人等）が異なることとなる代理申請については、許可の審査に当たり、譲受人等が確実に申請に係る事業を行うことについての意思を確認しておく必要がある。

従って、代理申請については、代理申請であることの確認及び譲受人等が申請に係る事業を実施する意思の確認として、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 譲受人等が代理人に申請手続を委任する旨の委任状
- ② 譲受人等が、代理人が作成した申請書の内容を了解した上で、その内容に従って申請に係る事業を行う旨の確認書
- ③ 審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じた場合には、更に、②に準じた確認書

(別添2)

事 務 連 絡
平成16年4月19日

各地方農政局生産経営流通部構造改善課長
各地方農政局農村計画部農村振興課長
沖縄総合事務局農林水産部農政課長
北海道農政部農地調整課長

} 様

(農林水産省) 経営局構造改善課課長補佐 (農地調整班担当)
(農林水産省) 農村振興局農村政策課課長補佐 (農地転用班担当)

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記につきましては、平成15年1月22日付け事務連絡(農林水産省経営局構造改善課課長補佐(農地調整班担当)・農村振興局農村政策課課長補佐(農地転用班担当)連名)により、その取扱いをお知らせしたところですが、同事務連絡における農地法第3条の許可申請に当たっての確認書の提出については、申請者の手続負担を軽減する観点から、申請書提出後に大幅な内容の変更が行われる場合等必要な場合に限ってこれを求めることとし、一律に確認書の添付を求める必要はないものと考えます。

また、農地法第4条及び第5条の許可については、農地法第3条の許可に比べ、施設の配置や資金計画、被害防除措置等事業計画の内容が複雑であり、その内容に対する転用事業者の意思が重要となるため、これを具体的に確認することが、許否の判断や農地法第83条の2の規定による是正命令等を適切に行う上で必要不可欠であることから、確認書は必ず必要となりますのでご留意下さい。なお、確認書は、転用行為者が申請書に記載された事業計画を承知していることが確認できることにより、当該事業計画に従った転用が行われるとの判断ができればよく、必ずしも「確認書」という名称や様式にとらわれるものではありません。

このことについて、(貴職管内各都府県に対しては、貴職から下記の内容について通知頂くとともに、)農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

なお、この取扱いについては、日本行政書士会連合会と調整済みであるとともに、別添のとおり日本行政書士会連合会から各单位会長あてに関連する文書が発出されていることを申し添えます。